

仕様書（広報高松）

1 納期、予定数量、ページ数、原稿引き渡し（データ入稿日）等

No.	発行日 （号）	データ 入稿日	納期 （納入日）	ページ数 （予定）	たかまつ 市議会レ ポートの 折り込み	発行部数 （予定数量）
1	5月1日	3月28日（金）	4月18日（金）	28 ページ	有	200,000 部
2	6月1日	5月1日（木）	5月21日（水）	28 ページ		200,000 部
3	7月1日	6月4日（水）	6月20日（金）	28 ページ	有	200,000 部
4	8月1日	7月2日（水）	7月18日（金）	28 ページ	有	200,000 部
5	9月1日	8月4日（月）	8月21日（木）	28 ページ		200,000 部
6	10月1日	9月2日（火）	9月19日（金）	28 ページ		200,000 部
7	11月1日	10月2日（木）	10月21日（火）	28 ページ	有	200,000 部
8	12月1日	11月4日（火）	11月20日（木）	32 ページ		200,000 部
9	1月1日	12月2日（火）	12月18日（木）	28 ページ		200,000 部
10	2月1日	12月26日（金）	1月21日（水）	28 ページ	有	200,000 部
11	3月1日	1月30日（金）	2月18日（水）	28 ページ		200,000 部
12	4月1日	3月3日（火）	3月19日（木）	28 ページ		200,000 部
合 計（年 間）						2,400,000 部

- ① 上記表の5月1日、7月1日、8月1日、11月1日、2月1日発行号は、「たかまつ市議会レポート」を加えたものとするが、議会の開催日程により発行月を変更する場合がある。
- ② 年1回、ページ数が32ページの発行月がある。なお、上記表では、12月1日発行号を32ページとしているが、掲載内容により発行月を変更する場合がある。
- ③ 発行部数（予定数量）については、変更する場合がある。
- ④ 発行部数及び各納入部数については、印刷開始日の5日前までに通知する。

2 納入場所

下表の場所に、上記のとおり指定された期日までに納入すること。

納入場所	納入部数
① 配布業者が指定する高松市内7箇所程度	未定
② 高松市番町一丁目8番15号 高松市役所本庁舎5階 広聴広報・シティプロモーション課	未定

※ 納入場所及び納入数量内訳については令和7年3月中旬決定予定

3 デジタル原稿仕様

マッキントッシュ DTPデータ

使用ソフト及び書体については、下表のとおり。

No.	項目名	仕様・規格等
(1)	機器本体	iMac 3.0GHz Intel Core i5
(2)	使用オペレーションソフト	MacOS
(3)	使用アプリケーション	ページ原稿データ ・ Adobe InDesign CC 素材データ (写真、グラフなど) ・ Adobe Illustrator CC ・ Adobe Photoshop CC
(4)	使用フォント	MORISAWA PASSPORT
		DynaSmart T
(5)	その他	使用フォント等の都合により、原稿として使用不可能な場合は、当該フォントのみアウトラインをとって、InDesign データを入稿する。

4 その他（注意事項等）

- (1) 校正物の提出は、広聴広報・シティプロモーション課にて同課担当者の確認の下、実施すること。
- (2) 印刷物の納入とは別に高松市ホームページ掲載用データを、PDF形式で外部メディア（2部）に記録し、納期までに広聴広報・シティプロモーション課に引き渡すこと。
※ ファイルサイズについては、できる限り10MB以内にすること。ただし、画質が粗くなるなどやむを得ない場合はこの限りではない。
- (3) 当印刷物は、市にとって最も重要な印刷物の一つであり、過密日程での履行かつ緊急時の対応を要することから、製版、印刷及び製本を自社で一貫して処理すること。
- (4) 印刷の仕上がりにムラがないようにすること。
- (5) 納期限の厳守を考慮し、双方の作業については、その進行状況等について連絡を密に行うこと。
- (6) 品質確認を実施後、納入すること。また、納入した印刷物が、市において検収後、不合格となった場合は、速やかに、改善した品を納入すること。
- (7) 発注数量の増減は、3,000部以内を想定した入札金額とすること。なお、当該発注月の発注予定数量が、前月発注数量と比較して、3,000部を超える変動があった場合に、受注者と別途協議の上、変更契約を締結することができる。
- (8) 配布余剰分については、発行日の翌月以降に発注者と調整し、受注者が引き取りの上、廃棄を行うこと。
- (9) 本仕様書に定めのない事項については、その都度双方の協議に基づいて実施すること。